

## 医療安全管理指針の改正について

平成30年2月8日

病院局経営管理課

千葉県病院局医療安全管理指針第21の2において、毎年1回以上の本指針の見直しを医療安全対策会議の議事として取り上げ検討することと定めている。

これに基づき千葉県病院局では、医療安全対策会議において各病院から意見の提出を求め、現在検討に入ったところである。

今後、指針の改正について、以下のとおり検討・協議を進める予定であり、監査委員からも意見をいただき、改正案を作成していきたいと考えている。

### ○ 今後の予定

平成30年1月25日	病院局医療安全対策会議	各病院の意見提出
<u>2月 8日</u>	<u>H29 第3回 病院局医療安全監査委員会に報告</u>	
2月中	事務局（案）の作成	
3月 1日	病院局医療安全対策会議	事務局（案）の議論①
3月中	事務局（案）修正	
<u>4月</u>	<u>H30 第1回 病院局医療安全監査委員会</u>	<u>改正案の協議</u>
5月10日	病院局医療安全対策会議	事務局（案）の議論②
<u>8～9月</u>	<u>H30 第2回 病院局医療安全監査委員会に改正報告</u>	

### ○ 意見の募集

期 日：平成30年2月20日(火)まで

連絡先：千葉県病院局経営管理課 医療安全安心推進室

byoukei6@mz.pref.chiba.lg.jp